**三条商工会議所　令和7年度**

**Webサイト活用支援補助金　交付要綱**

**令和７年５月版**

**三条商工会議所**

|  |
| --- |
|  **【お問い合わせ先】** **三条商工会議所　企業支援課　齋藤・蒲澤** **TEL：0256-32-1311　FAX：0256-32-1310** **e-mail:hanro＠sanjo-cci.or.jp** |

**三条商工会議所　令和7年度**

**Webサイト活用支援補助金　交付要綱**

目　的

　三条商工会議所会員事業所の販路開拓活動や人材採用が円滑に行えるよう、Webの活用および企業紹介動画の制作を支援し対外的な認知度や信頼度の向上につながることを目的とします。

内　容

**１．補助対象事業、補助率・補助上限額、補助対象となる事業者**

＜補助対象事業＞

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 『自社webサイト新設費用』または『自社webサイトの改修費用』 |
| ② | 『採用活動につながる企業PR動画作成費用』 |

＜補助率、補助上限額＞

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率 | 補助対象となる経費の2/3 |
| 補助上限額 | 1事業者あたり10万円 |

※HP新設・改修と動画制作を併用して申請した場合においても補助上限額は

　　変わりません。

＜補助対象となる事業者＞

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 三条商工会議所会員事業所で年会費の滞納が無い事業所 |
| ② | 過去に一度も本事業で補助金を利用したことがない事業所 |

　※上記①、②ともに条件を満たした場合が対象となります。

※申請段階で当所会員であること。なお、非会員事業所で新規入会を希望する

事業所は当所の所定の手順に則り入会承認がなされた時点から会員とする。

**２．補助金交付申請受付期間**

　２０２５年５月８日（木）～**６月２７日（金）17:30締切**

**３．補助対象経費、補助事業期間**

＜補助対象経費＞

①Webサイト新設、改修費用に係る企画、デザイン、構築のための素材購入等、

本事業遂行のために必要となる経費。

②採用活動につながる企業PR動画制作費用に係る動画作成の企画、撮影費用、

編集費用、外注費、機材借料等、本事業遂行のために必要となる経費。

＜補助事業期間＞

**・2025年4月1日から2025年12月15日までに支出されたものが対象**です。

※2025年12月15日（月）までに制作、経費支払いと公開を完了していること。

＜注意事項＞

* サーバーレンタル料やドメイン料、保守費用など事業完了後も継続的に支払い

続ける費用は補助対象外です。

* 機材の購入やソフトウェアの購入(サブスクリプション契約含む)など、事業完了後も申請者の資産として残る支出は補助対象外です。
* 申請事業者自身が制作または撮影し、編集、掲載、公開まで完結する場合は補助

対象外とします。

* Webサイトの定義は事業所独自のドメインを取得するものとしECサイト、ランディングページ等の形式は問いません。ただし、Amazonや楽天、BASE等の外部プラットフォームへの出店費用やそれに付帯するサイト構築費用、SNSアカウント、Googleビジネスプロフィールの設定費用は対象外です。自社既存HPをスマートフォン対応させる場合は改修費用となります。また、既存HPの中の一部コンテンツを入替、増加させる場合も改修となります。
* 採用活動につながる企業PR動画作成費用は、各企業の特定商品や特定ブランドをPRすることを目的とした動画ではなく、企業そのものを紹介し、企業理解につながる内容とします。その際、特定商品や特定のブランドのPR要素が入ることは差し支えありませんが企業情報が動画内に載せられていないものは補助対象外です。

**４．補助金交付申請に必要な書類**

＜必要書類＞

①Webサイト活用支援補助金交付申請書**…様式　活支-１**

②WEBサイト活用支援事業交付申請内容兼同意書**…様式　活支別紙-１**

　③対象経費がわかる見積書**…任意様式**

＜提出方法＞

上記の書類を三条商工会議所ホームページよりダウンロードし、メールまたは

郵送、当所へお持ち込みによりご提出ください。

**５．補助金の支払い**

＜必要書類＞

①WEBサイト活用支援事業　精算払請求書**…様式　活支-２**

②WEBサイト活用支援事業　振込先口座記入書**…様式　活支-３**

③補助対象経費の支払いがわかる振込記録または領収書**…任意様式**

＜補助金の振込時期＞

２０２６年１月２０日（火）(予定)

|  |
| --- |
| 【提出先】三条商工会議所　企業支援課　　　〒955-8603　新潟県三条市須頃1-20 TEL：0256-32-1311　FAX：0256-32-1310 E-mail：hanro＠sanjo-cci.or.jpURL：https://www.sanjo-cci.or.jp/ |

**６．注意事項**

①書類の不備やHPの新設、改修、動画掲載の事実確認ができない場合には不備が　　解消されるまで、補助金の振込は行いません。

②本補助金の要綱に反した場合ならびに不正が行われた場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めます。

③補助対象事業を実行するにあたり、他の補助金との併用は認められません。

④本事業で作成したHP及び動画を公開した結果、生じた問題等に関して三条商工会

　議所は責任を負わないこととし、申請事業者の責任において解決するものとします。

⑤領収書は、収入印紙の貼付や発行元の押印などにより確実に支出したことがわかる

　形であることをご確認ください。

⑥銀行振込の場合は請求書に記載された銀行口座と申請者が振り込んだ振込先口座

　が一致していることがわかる書類をご用意ください。

⑦本補助金の交付決定以前にHPの新設、改修、動画の制作を行った場合は、制作に

　あたっての内容がわかる資料の提出を求めます。

⑧本要綱に定めのない事項や事象が生じた場合、補助対象事業者は速やかに三条商工

　会議所に報告するとともに、必要に応じて協議をしながら、三条商工会議所の判断

　を仰ぐものとします。

⑨反社会的勢力及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する事業者は申請できません。